



特定非営利活動法人葉山 ヨットクラブ定款施行規則

(目的)

第1条 この規則は、この法人の定款の施行について必要な事項を定めるものとする。

(業務組織)

第2条 業務の円滑な運営を期するため、理事会の承認を経て次の委員会を設ける

- (1) 総務委員会 (事務局)
- (2) 財務委員会
- (3) クラブルーム委員会
- (4) 社会貢献 行事委員会
- (5) 安全推進委員会
- (6) 泊地委員会
- (7) 広報委員会
- (8) レース委員会
- (9) ディンギー委員会

(委員会の業務分掌)

第3条 委員会は、次の業務を分掌する。

- (1) 総務委員会 (事務局)
 - 会員の入会、退会に関する事
 - 会員に対する指導、連絡に関する事
 - 理事長印の保管
 - 文書の收受、発送及び保管に関する事
 - 庶務および人事事項に関する事
 - その他の委員会の分掌業務ではない事項
- (2) 財務委員会
 - 入会金、会費に関する事
 - 予算および決算に関する事
 - 金銭等の出納に関する事
 - 財産の管理に関する事
- (3) クラブルーム委員会
 - クラブルームの活用に関する事
 - 会員相互の交流を推進する事
- (4) 社会貢献 行事委員会
 - 地域の環境美化等に係る事項に協力する事
 - その他地域住民の文化向上やこどもの健全育成に係る事項に協力する事
- (5) 安全推進委員会
 - レース以外に、この法人が実施する諸行事の運営に関する事
 - 艇の港内及び港外での安全な活動に関する事
 - 艇相互の扶助、連絡に関する事

台風などによる災害の予防に関すること
安全対策に関する知識の周知及び装置の普及に関すること

(6) 泊地委員会

葉山港の利用条件に関すること
葉山港利用上での会員の要望の聴取と改善に関すること
関係団体との連絡調整に関すること
葉山港の管理者との交渉に関すること

(7) 広報委員会

ホームページの維持管理、運営に関すること
会員及び会員外に対する広報活動に関すること
関係団体との連絡調整に関すること
情報の収集管理に関すること
公開しているメールアドレスを利用したクラブ内外との通信窓口としての業務

(9) レース委員会

年間のクラブレーススケジュール及び帆走指示書を作成に関すること
各レースのコミッティー担当艇のレース運営に対するサポートに関すること
レース用機材の維持管理に関すること
レースに関する関係団体との連絡調整に関すること

(10) ディンギー委員会

ディンギー利用者間の交流促進に関すること
ディンギーレースの開催に関すること

(委員会の組織)

第4条 委員会には、委員長1名、必要に応じて副委員長および委員を置く。

2. 委員長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
3. 副委員長および委員は、委員長が委嘱する。
4. 委員の任期は、理事の任期に整合する。

(委員会の運営)

第5条 委員長は、委員会の業務を主管する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその職務を代理する。
3. 委員長は、その職務執行について、必要に応じ文書を持って理事長に報告しなければならない。

(会費の納入方法)

第6条 定款8条の会費の納入は年1回とし、納期は6月30日とする。

2. 会員は、会費を理事長が指定した金融機関の口座に納入するものとする。
3. 年度途中において新たに会員となった者は、入会と同時に会費を納入しなければならない。
4. 納入した会費は返還しない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。